

教科及び教科の指導法に関する科目

ドイツ語学科

免許教科（ドイツ語）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の部門	本学の開設科目	単位	チェック	中学校			高等学校		
						必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
教科に関する専門的事項	ドイツ語学	言語・文学・思想	ドイツ語圏の言語・文学・思想A	2		2	0	0	2		
			ドイツ語圏の言語・文学・思想B	2	2	2					
	ドイツ語文学	言語・文学・思想	ドイツ語圏の言語・文学・思想C	2		2			2		
			ドイツ語圏の言語・文学・思想D	2	2	2					
	ドイツ語コミュニケーション	中級ドイツ語	実践ドイツ語Ⅲ	1	4	4					
	異文化理解	芸術・文化	ドイツ語圏の芸術・文化A	2		8			8	0	
			ドイツ語圏の芸術・文化B	2							
		歴史・現代社会	ドイツ語圏の歴史・現代社会A	2							
			ドイツ語圏の歴史・現代社会B	2							
			ドイツ語圏の歴史・現代社会C	2							
			ドイツ語圏の歴史・現代社会D	2							
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		教職関連科目	ドイツ語科教科教育法Ⅰ	2		0	0	2			
			ドイツ語科教科教育法Ⅱ	2				2			
			ドイツ語科教科教育法Ⅲ	2				2			
			ドイツ語科教科教育法Ⅳ	2				2			
免許法施行規則に定める単位数 中学：28 高校：24		中学校・高等学校教諭Ⅰ種免許状取得要件 本学の最低修得単位数				20	8	0	20	8	0
						28			28		

○本表は、2024年度入学者から適用する。

本学において免許取得に必要な単位数

		教育の基礎的理解に関する科目等 (P.186～187)	大学が独自に設定する科目 (P.188)	教科及び教科の指導法に関する科目 (P.189)	合計
中学 ドイツ語	法定単位	27	4	28	59
	本学の最低修得単位	32	2*	28	62
高校 ドイツ語	法定単位	23	12	24	59
	本学の最低修得単位	28	0*	28	56 (4単位不足**)

* 「教育の基礎的理解に関する科目等」または当該教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」において法定単位数以上に修得した分を、「大学が独自に設定する科目」として充当できる。

** 合計単位が不足のため、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、当該教科の「教科及び教科の指導法」のいずれかから残り4単位を要修得。中学校教諭Ⅰ種免許状を取得する場合は、「道徳教育の理論と実践」、「教育実習Ⅱ」、「介護ボランティアの理論と実践」の単位を算入できる。